

令和3年度報酬改定に関する内容は赤字及び下線で表示しています。

1 指導監査の種類について

(1) 指導監査の種類について	…p. 1
(2) 実地指導の重点について	
(3) 基準条例の性格	…p. 2
(4) 基準違反に対するペナルティーについて	
(5) 監査の概要	…p. 3
(6) 虐待防止の取り組み	…p. 4

2 地域密着型サービス事業所の実地指導について

(1) 実施方法に関することについて	…p. 5
(2) 運営基準等について	
(3) 実地指導における確認事項について（一部抜粋）（変更があった部分及び指導事例）	
1 掲示物	…p. 5
2 人員体制	…p. 6～9
3 契約書・運営規程・重要事項説明書	…p. 10～11

1 指導監査の類型について

(1) 指導監査の類型について

社会福祉施設等の指導監査は、法令順守、適正運営とサービスの質の確保等を図ることを目的として実施しています。その類型は、以下のとおりとなっています。

1 実地指導

基準条例や報酬告示等を満たしているかどうか、事務所に赴き、関係書類の調査や関係職員へのヒアリングにより行います。具体的には、自主点検表で、網羅的に確認します。2～3年を標準として、定期的に行います。

2 監査

著しい基準違反及び報酬の不正請求が疑われた場合等に、事務所に赴き、関係書類の調査や関係職員へのヒアリングにより、機動的に行います。

3 集団指導

介護保険制度の改正内容、報酬の算定方法、問題事例等について、同種事業の事業者に対し、特定の場所に集めて、講習・説明会形式により周知します。

(2) 実地指導の重点について

実地指導は、自主点検表で、網羅的に確認しますが、特に、次の事項に重点を置きます。

1 基準条例に規定する人員基準を満たしているか。

2 サービスの提供に当たって、「自立支援」及び「人格尊重」を基本方針とし、ケアプラン作成からサービス提供までの一連のプロセスを適切に行っているか。

3 報酬告示等に基づき介護報酬の請求を適切に行っているか。

①人員基準欠如、②基本報酬の算定に当たって、算定基準を満たしているか。

③加算を算定する場合、加算要件を満たしているか。

(3) 基準条例の性格

介護保険サービス事業等の目的を達成するために必要な最低の基準を定めたもので、サービス事業者等は常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

区分	概要
基本方針	介護保険法等における理念（自立支援、人格尊重義務、医療等連携）、サービス内容の定義等を規定。
人員基準	サービスを提供するうえで、最低限必要とする職員の数を規定（職種によって、介護報酬等の減算対象）。
設備基準	必要な設備の基準及び面積基準等を規定。
運営基準	利用者サービスの基準、リスク（災害、事故、感染症等）対策等に関する基準を規定。

(4) 基準違反に対するペナルティーについて

基準違反があった場合は、介護保険法等による改善勧告等の対象となる場合があります。改善勧告に従わなかったときは、命令を、更に命令に従わなかった場合は指定取消等の行政処分を受けます。さらに、次の基準違反は、直ちに行政処分となります。

- ①利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかったとき
- ②居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にサービスを紹介させる代償として、金品、その他の財産上の利益を供与したとき
- ③利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ④その他①～③に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

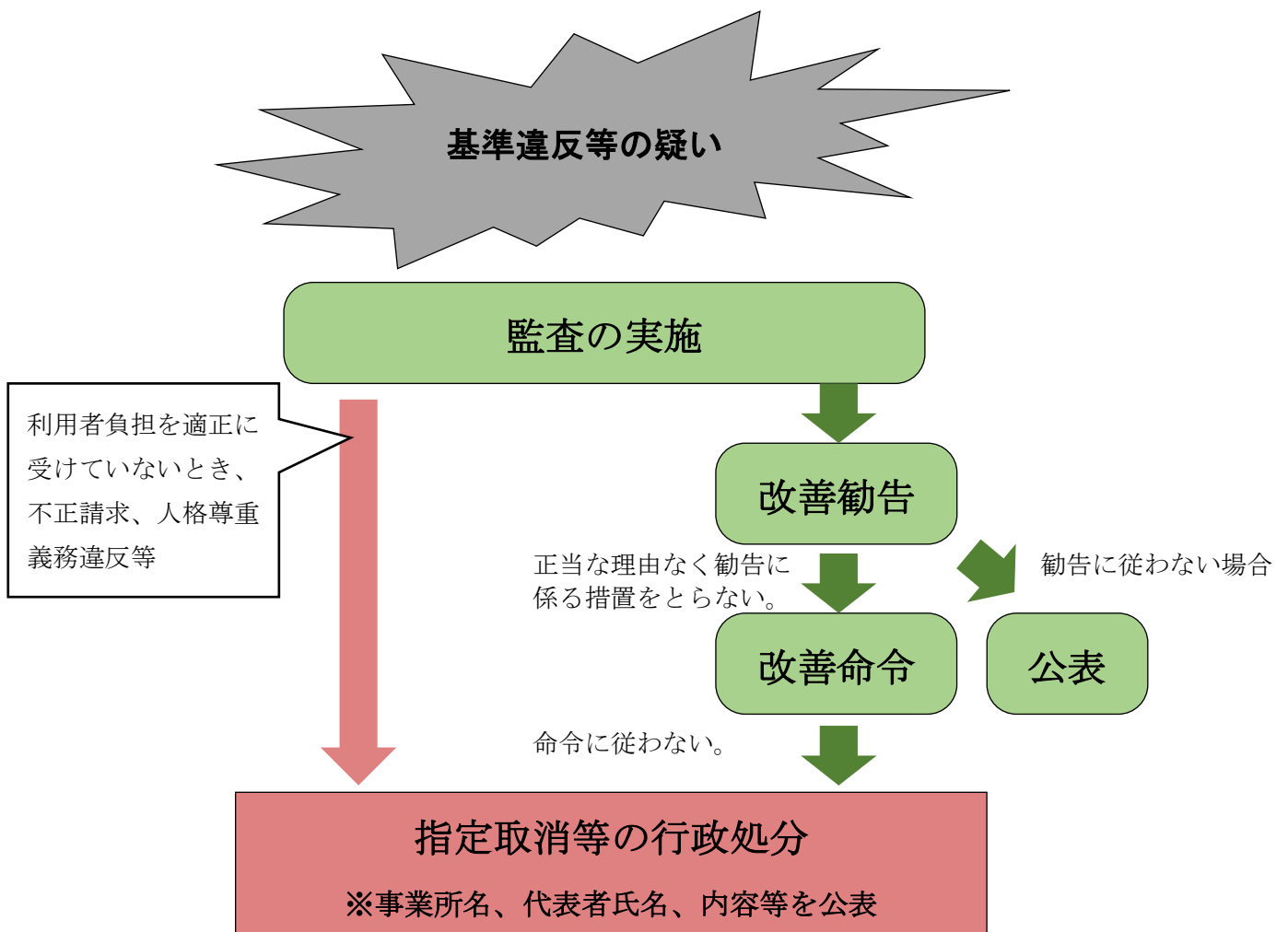
特に居宅サービス事業等の多くの分野においては、基準に合致することを前提とすることを事由に事業への参入を認められていることに鑑み、基準違反に対しては、厳格な措置が講じられるため、自主点検表を活用し、定期的なチェックをすることが望まれます。

(5) 監査の概要

監査は、著しい基準条例違反及び不正請求等が疑われた場合に、公益侵害を排除することを目的として実施します。

そして、介護保険法等に規定されている処分事由に該当するか否かで次のとおりの結果となります。

処分事由に非該当		処分事由に該当	
区分	行政指導	区分	行政処分
I	なし	I	命令
II	注意	II	一部効力停止
III	指摘	III	全部効力停止
IV	改善勧告	IV	指定取り消し



(6) 虐待防止の取り組み

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、例として次のような予防策等を講じることが望まれます。

また、令和3年度から、虐待防止に関する措置について、運営に関する基準に明記されます。虐待防止について、運営基準上講ずることが必要な措置に関する内容については、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までの間は、努力義務となりますが、下記の措置と併せて講じること努めてください。

- 1 職員研修の実施
- 2 事故報告書・苦情内容の分析
- 3 苦情の処理の体制の整備
- 4 虐待防止委員会の設置
- 5 虐待防止チェックリストの作成
- 6 虐待防止マニュアルの作成
- 7 職員のストレスチェックの実施

<参考>

- ① 認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」
- ② 厚生労働省が作成したマニュアル「市町村・都道府県における高齢者虐待・養護者支援の対応について」

(7) 虐待が起こってしまった場合の対応

虐待を発見した場合、その際にとった対応によって、その姿勢が問われます。

- 1 隠ぺい、虚偽報告は事態を悪化させ、事実が明白となった際には悪質と見なされます。
- 2 したがって、速やかな初期対応（事実確認、市町村への報告、個人の問題とせずに組織的な情報共有、原因分析、再発防止等）により透明性の確保、早期解決を図ることが重要となります。

2 地域密着型サービス事業所の実地指導について

(1) 実施方法に関することについて

介護分野の文書に係る負担軽減に関する取組みとして、原則として、ICTで書類を管理している事業所においては、PC画面上での書類の確認を実施いたしますので、ご協力ください。

また、新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、書面により指導を実施しておりますので、ご協力ください。

(2) 運営基準等について

令和3年度報酬改定については、厚生労働省及び藤岡市から送付、公開される情報を随時確認し、適正な運営に努めてください。

自主点検表は後日公開予定です。

(3) 実地指導における確認事項について（一部抜粋）

（変更があった部分及び指導事例）

【サービス共通事項】

1 掲示物

【運営基準：掲示】

事業所の見やすい場所に、サービス毎に必要な事項を掲示してください。

ファイル等を、利用者等が自由に閲覧可能な形で備え付けることで掲示に代えることができます。

【改正点】

- ・従業員の勤務の体制

※職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。

2 人員体制

【人員基準：従業員の員数、管理者】【運営基準：勤務体制の確保】

【全サービス共通】

常勤に関する内容

従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業等を取得中の期間における常勤の規定が改正されましたので、確認してください。

【常勤】

事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置、育児休業、介護休業等、所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能となる。（ただし、常勤換算は、実勤務時間数による。）

また、同一の事業者（＝法人）によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとされている。したがって、同時並行的でない職務に兼務している場合は、それぞれの事業所で、非常勤職員となる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和3年3月19日)

○人員配置基準における両立支援員1人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めるとあるが、「同等の資質を有する」かについてどのように判断するのか。

(答)

・介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取扱いを認める。

<常勤の計算>

・育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合についても、30時間以上の勤務で、常勤扱いとする。

<常勤換算の計算>

・職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算上も1と扱う。

※平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（平成27年4月1日）問2は削除する。

<同等の資質を有する者の特例>

・「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業、育児休業に準ずる休業、母性健康管理措置としての休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。

・なお、「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことである。

【グループホーム】

介護従業者の改正点抜粹（自主点検票に掲載予定の内容）

※枠内全て新設

※なお、**共同生活住居の数が3**である場合において、次の条件をすべて満たす場合は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者（夜勤職員）を2人以上とすることができる。

- ・すべて**同一の階において隣接し、**
- ・**介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造**である場合であって、
- ・**事業者による安全対策**が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められる。

※その場合の安全対策については、下記のとおり行っているか。

- (1)夜間の勤務に関するマニュアルの策定を行っている。
- (2)夜間の勤務を想定した避難訓練の実施を行っている。
 - ・マニュアルの策定や避難訓練の実施に当たっては、「非常災害に関する具体的な計画」や訓練の実施において、夜間及び深夜の時間帯の勤務を想定した内容を取り扱うことで差し支えない。
- (3)利用者のケアの質や職員の負担にも配慮している。

また、事業所の判断により、人員配置基準を満たす2名以上の夜勤職員を配置した上で、さらに他の職員を配置する場合については、宿直体制で配置することも可能である。

宿直勤務を行う介護従業者を置く際の夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取り扱いについて」に準じて適切に行う。

（報酬）イ(2)及びロ(2)（基本報酬）について、共同生活住居の数が3である指定認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合（指定地域密着型サービス基準第90条第1項ただし書に規定する場合に限る。）は、所定単位数から1日につき50単位を差し引いて得た単位数を算定する。

計画作成担当者の改正点抜粹（自主点検票に掲載予定の内容）

- ・**指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに**、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としているか。

※ ただし、併設する**指定小規模多機能型居宅介護事業所**又は**指定看護小規模多機能型居宅介護事業所**の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。※利用者の処遇に支障がない場合は、**当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができる。**

※【サテライト型事業所】サテライト型事業所の場合、本体事業所との密接な連携の下に運営されるものについては、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、【実践者研修又は基礎過程を修了した者】を置くことができる。（当該計画作成担当者は、**サテライト事業所の利用者**に係る認知症対応型共同生活介護計画の作成に従事させる。）

- ・計画作成担当者を1人配置する事業所にあつては、当該計画作成担当者は介護支援専門員を持って充てているか。

- ・複数の計画作成担当者を配置する事業所にあつては、計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員をもって充てているか。

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 4）（令和3年3月29日）

○計画作成担当者の配置 問24 計画作成担当者は、他の事業所との兼務は可能か。

（答）

介護支援専門員である計画作成担当者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務を除き、兼務することはできない（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第90条第5項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第70条第5項）。

※指定認知症対応型共同生活介護等に関するQ & A（平成18年5月2日）問16は削除する。

※指定認知症対応型共同生活介護等に関するQ & A（平成18年5月2日）問17は削除する。

【小規模多機能型居宅介護】

介護職員の改正点抜粋（自主点検票に掲載予定の内容）

※ 【介護職員】上記(1)から(5)に定める人員に関する基準を満たす員数を置くほか、併設する以下の施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、介護職員は、当該施設等の職務に従事することができる。

- ・ 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- ・ 指定地域密着型特定施設
- ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設
- ・ 指定介護老人福祉施設
- ・ 指定介護老人保健施設
- ・ 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
- ・ 介護医療院

【夜間対応型訪問介護】

解釈通知抜粋

① オペレーションセンター従業者
イ (略)

ロ オペレーターは、提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、指定夜間対応型訪問介護事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えないこと。また、午後6時から午前8時までの時間帯は、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。

さらに、サテライト拠点を有する指定夜間対応型訪問介護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。

ホ オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事できること。なお、基準第6条第6項における「利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合」とは、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合であること。

へ 基準第6条第4項各号に掲げる施設等の入所者等の処遇に支障がないと認められる場合に、当該施設等の職員（イの要件を満たす職員に限る。）をオペレーターとして充てることとすることができること。また、当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができること。ただし、当該職員が定期巡回サービス又は随時訪問サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できない（オペレーターの配置についての考え方についてはハと同様）ため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られることに留意すること。

ト 面接相談員は、利用者からの通報を受けた場合に適切に対応できるようにする観点から、日中の面接等を通じて利用者の状況を把握するために配置することとしたものである。したがって、面接相談員については、オペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するように努める必要がある。また、面接相談員は、面接を適切に行うために必要な人員を配置すればよく、夜間勤務のオペレーター、訪問介護員等や管理者が従事することも差し支えない。

② 訪問介護員等

イ (略)

ロ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えないこと。また、午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する指定夜間対応型訪問介護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。

ハ・ニ (略)

指導事例

- ・タイムカードを使用せず、出勤簿で管理している場合で、出勤時間、退勤時間が記載されていない事例がありましたので、タイムカードを使用していない場合は、出退勤時間を記録するようにしてください。
- ・勤怠管理のためのシフト表や、従業員の勤務実績は作成されていましたが、運営基準で定める勤務体制表は、毎月作成していない事例がありました。例として、人員基準や加算の要件の確認のため、複数の職種を兼務している場合に、兼務者の職種ごとの勤務時間を記録しておく必要がある場合等、職種ごとの勤務時間数を記録し、予定とその実績を記録した勤務体制一覧表を毎月作成してください。

3 契約書・運営規程・重要事項説明書

【運営基準：内容及び手続の説明及び同意、運営規程、秘密保持】

【運営規程】

運営規程に記載すべき事項として、次の項目が追加となりました。

・虐待の防止のための措置に関する事項

【内容】 虐待の防止のための措置に関する事項については、運営基準上の虐待の防止等を踏まえ、以下の内容を含めます。なお、別紙の内容（虐待の防止のための措置）も参照してください。

・虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）

・虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等

<記載例>

・下線部は、運営基準上講ずることが必要な措置に関する内容ですが、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務となっています。

<運営規程>

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第〇条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【内容及び手続の説明及び同意：重要事項説明書】

※虐待の防止に関する措置も記載することが望ましい。

<記載例>

・下線部は、運営基準上講ずることが必要な措置に関する内容ですが、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務となっています。

<重要事項説明書>第〇 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

2 虐待の防止のための指針を整備しています。

3 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

4 虐待防止のための措置に関する責任者を選定しています。

責任者（職・氏名を記載する）

5 苦情解決体制を整備しています。

6 ……

【加算関係：重要事項説明書に記載する際の注意】

中山間地域等における小規模事業所加算

- ・当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があります。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

- ・この加算を算定する利用者については、**交通費の支払いを受けていない**ことが必要です。また、**通常の事業の実施地域を越えて**、サービスを行った場合に算定できます。

特別地域加算

厚生労働省が定める地域（平成12年2月10日厚生省告示第24号）

振興山村

（本市の対象地域）

※旧日野村・旧三波川村

中山間地域等における小規模事業所加算

厚生労働省が定める地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号一号）

※左の地域を除く為、特定農山村・辺地・過疎地域（本市の対象地域）

※旧三波川村を除いた旧鬼石町に所在の事業所

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

厚生労働省が定める地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号二号）

振興山村・特定農山村・辺地・過疎地域

（本市の対象地域） ※旧日野村・旧鬼石町